

■第4次千葉市消費生活基本計画（案）に対する意見及び意見への考え方

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
1	1章	p, 1	高齢化の進行、成年年齢の引き下げ、デジタル化の進展などの社会構造の変化による消費者の脆弱性に対し、SNS等を活用した相談、自立した消費者の育成などの受け身の対策だけでは消費者救済は難しいと考えます。NHKテレビや県警パトカーで消費者被害の例を広報していますが、事後の画一的な例で参考にはなりません。最近経験した詐欺の誘導は非常に巧妙です。実際に被害を受けないと警察が対応してくれない実態が課題です。詐欺未遂の行為などに対しても罰則を設けるなどの対策が必要だと思います。	自ら考え行動する自立した消費者の育成は、消費者被害防止のための必要な知識等を事前に学び、消費者自らが消費者被害を回避できるようになるための積極的な予防対策であると考えております。詐欺未遂については、刑法第250条で刑罰が定められている犯罪です。詐欺行為の疑いのある消費生活相談等があった際は、引き続き警察への通報や情報提供を促すとともに、当センターからも必要に応じて警察への情報提供を行ってまいります。		消費生活センター
2	1章	p, 1	消費者庁の地方消費者行政強化作戦2020の政策目標は、「都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援」と記載されています。所管が異なるからと言われればそれまでですが、ただ地方公共団体の取組を支援するという、この消極的な姿勢では消費者被害の未然防止には役立たないと思います。政策目標3の消費者教育の推進では、巧妙化する詐欺手法には追いつかないと思います。千葉市など地方公共団体から消費者庁に対し意見、提言をしていただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後本市の消費者行政を推進していくうえでの参考とさせていただきます。		消費生活センター
3	2章	p, 3	「千葉市においては、人口減少だけではなく、平均寿命の延伸に伴い、高齢者の人口は増加傾向にあります」と記載されています。この文章の中で、「人口減少だけでなく」は、後半の「高齢者の人口増加傾向」につながりません。「千葉市においては、人口減少にもかかわらず、平均寿命の延伸に伴い、高齢者の人口は増加傾向にあります」が適切だと思います。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「千葉市においては、人口減少の傾向にあるとともに、平均寿命の延伸に伴い、高齢者の人口が増加傾向にあります」	○	消費生活センター
4	2章	p, 3	「高齢化等による単身世帯の増加や共働き世帯の増加により、昼間に生活エリアに勤労者世帯がない状況が増加することで、地域コミュニティの衰退等につながる可能性があります」と記載されています。この文章の主題は、地域コミュニティの衰退であり、その要因は、単身世帯数の増加、共働き世帯の増加により昼間の生活エリアに人が集まらないことだと考えられる、ということだと思います。単身世帯の増加は高齢化が従であり、若者の婚姻率の低下が主だと思っておりましたが、図示されている「千葉市の単独世帯数の推移」の年度差は、65歳以上の方が多くなっています。団塊の世代の影響でしょうか。なお、図のタイトルは単独世帯数よりも単身世帯数の方が良いと思います。また、「昼間に生活エリアに」ではなく「昼間の生活エリアに」が読みやすいと思います。	図「千葉市の単独世帯数の推移」で65歳以上の方の年度差が多い理由については、長寿化など様々な理由が考えられますが、団塊の世代の影響も理由の一つとして考えられます。図のタイトルですが、出展元の国勢調査では、単独世帯と記載されているため、そのまま引用しております。また、文章については、いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「・・・共働き世帯の増加により、昼間の生活エリアに勤労者世代がない・・・」	○	消費生活センター
5	2章	p, 3	「千葉市においては、人口減少が進んでいます。一方、平均寿命の延伸に・・・高齢者の人口増加に伴い、判断力等が不十分となった方も増加することで、・・・」高齢者に対して優しい表現にしてください。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「高齢者の人口増加に伴い、判断力に不安を抱える高齢者が増加した場合、電話勧誘販売や架空請求詐欺、還付金詐欺等の高齢者を狙った悪質商法等の消費者被害の増加が懸念されます。」	○	消費生活センター
6	2章	p, 3	消費者相談数の分析について 実際、どのような相談が多いのか、どの年代が多いのか、年代ごとの特徴は何か、などのデータをバブコメの段階で載せていただければと思います。例えば台風被害の時に相談が増えたとのことですが、「焦ってどうしていいかわからずの電話」「消費者の（こういってはなんです）過失による相談」「便乗して不適切な請求をした事業者の問題」、どの件数がどの割合かなどによって、重点的に取り組む項目が変わってくるかと思えます。	消費生活相談の受付状況につきましては、本計画策定時に参考資料として第7章に掲載させていただきます。		消費生活センター
7	2章	p, 3	相談件数の分析について、相談内容について、例えば、台風被害に関する相談件数にしても、業者の何についての相談だったのか、高齢者の相談件数が全体の○○%、増えているのか同じなのか、ただ現実には高齢者の人口は年々増加しているということなので、もし割合が同じだったら、減っているということになります。	消費生活相談の受付状況につきましては、本計画策定時に参考資料として第7章に掲載させていただきます。		消費生活センター
8	2章	p, 4	成年年齢の引き下げが消費者被害の増加につながっていく恐れがあるとの記載に驚いています。20歳だから判断力があり、18歳だから判断力が未熟だと判断するのは適切ではないと思います。18歳と20歳で判断力に差が出るとすると国勢を含む選挙の投票結果に重大な障害が生じることになります。 また、「直近3年間の千葉市における成年年齢到達前後の（19歳と20歳）相談件数」の図が掲載されています。この図は民法改正（令和4年）前の相談件数が19歳と20歳で2倍の差があったとの理解でよろしいでしょうか？19歳では電話相談しないが20歳になると電話相談するという理解になります。	未成年者は契約締結に親の同意が必要であり、かつ未成年者取消権により保護されていますが、成年年齢到達後は親の同意なく自らの判断で契約ができるようになります。取引の知識や経験が不足している成年年齢到達直後の消費者はトラブルに遭いやすく、未成年である19歳の方からの相談よりも成年年齢到達直後の20歳の方からの消費生活相談の受付件数が大きく上回るという実態がございました。成年年齢引き下げにより未成年者として保護される期間が短くなることから、若年層における消費者被害の増加を懸念しているもので、年齢の違いによる判断力の差別化をしているものではございません。		消費生活センター

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
9	2章	p, 4	「未成年者取消権」の脚注について 「未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができる」とされています（未成年者取消権）」法務省HPの記載がこちらです。本計画（案）の文章「一定の場合を除いて」では、未成年者保護が弱まって見えるので、「原則として」にした方がよいと思います。 また、文章のはじめも「未成年者が」とした方が主語がはっきりします。「親」の部分は、本計画（案）の「法定代理人（略）」の書き方がとてもいいなと思います。案「未成年者が法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができる権利を指す」	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「未成年者が法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得ずに契約した場合には、 <u>原則として、契約を取り消すことができる権利を指す</u> 」	○	消費生活センター
10	2章	p, 4	脚注のつけ方 一般的に、「未成年者取消権 ¹ 」のように用語末の右上に脚注番号をつけているかと思えます。その方が、言葉のラストがはっきりし、読む中で自然に用語を読んで脚注を見て、と読みやすいと感じます。できれば用語末への記載を、またあえての用語頭ならば、その理由を教えてください。	いただいたご意見を踏まえ、用語末への記載に修正します。	○	消費生活センター
11	2章	p, 5	「外出自粛要請の緩和が徐々に進み、電子商取引の急速な拡大が少し落ち着いた令和3年度では、令和2年度に比べてその割合は低下したものの、新型コロナウイルス感染症拡大が始まる前の令和元年度と比べると増加しており」と記載されています。令和元年度、2年度、3年度の電子商取引相談件数の実数を教えてください。電子商取引の拡大を示すのは比率よりも実数の方が適していると思います。	電子商取引に係る相談件数は下記のとおりです。 令和元年度：1,968件 令和2年度：2,387件 令和3年度：1,628件 全体の相談件数は下記のとおりです。 令和元年度：8,331件 令和2年度：7,835件 令和3年度：6,185件 令和元年度以降、全体の相談件数が減少傾向であるため、電子商取引に係る相談件数の実数による比較では、一見減少傾向に見えてしまうため、全体の相談件数に対する電子商取引の割合を示しております。		消費生活センター
12	2章	p, 5	BtoC、CtoCについて脚注ではなく、本文で「事業者と消費者間（Business to Customer：これ以降BtoCと表記）及び消費者間（Customer toCustomer：これ以降CtoCと表記）」と書いた方がよいと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 【本文】 <u>事業者・消費者間（以下「BtoC⁵」という。）</u> <u>消費者間（以下「CtoC⁶」という。）</u> 【脚注】 ⁵ Business to Consumerの略称 ⁶ Consumer to Consumerの略称	○	消費生活センター
13	3章	p, 7	3の第2段落の「また、経済社会や環境に・・・市内における消費を喚起し、地域経済循環を促進することにつながるため重要です」は、地産地消の消費者教育をすれば、消費者被害などのトラブルを避けられると読めます。本当でしょうか？消費行動のすべてを地元で達成することは困難です。特に、千葉市の内陸部で生活している住民は、自身が得する便利な消費行動をします。 第1章 2項 計画策定の目的 にあるように、本計画書は、消費者が安全で安心して暮らせる消費者施策ですから、第2段落は、別の場所に記載した方がよいと思います。	エシカル消費行動のすべてが、消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進に直結するわけではありません。しかし、消費者被害の未然防止のための消費行動に関する教育や啓発に併せて、エシカル消費行動に関する内容についても実施することで、SDGsの達成への寄与にもつなげたいと考えております。 計画本文については、いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「さらに、経済社会や環境に影響を与えるエシカル消費・・・」	○	消費生活センター
14	3章	p, 7	『第3章 取組みの方向性』の組み立てについて 「3、ライフステージに対応した消費者教育の推進」の内容が、大きく二つに分かれています。「成年年齢引き下げ／高齢者を狙った訪問販売」と「エシカル消費などの推進」です。 前者はどちらかというと、「2、消費者被害の未然防止及び救済」の内容です。組み立て方を変更した方が、よりわかりやすくなるかと思えます。 現 1 消費生活の安全・安心の確保 2 消費者被害の未然防止及び救済 3 ライフステージに対応した消費者教育の推進 →案 1 消費生活の安全・安心の確保（事業者、売り手への取り組み） 2 消費者被害の未然防止及び救済（消費者への取り組み） （1）新たな商取引拡大への対応（ICTやCtoCなど） （2）高齢化、成年年齢引き下げに伴う対応の強化 3 地域経済循環を促進し、持続可能な経済に向けての消費者教育の推進	取組みの方向性2は、電子商取引の拡大に関わる消費者被害など、被害の種類ごとに対応した未然防止に関する教育・啓発及び被害救済のための相談体制の強化、相談員の能力向上を図る取組みです。 取組みの方向性3は、成年年齢引き下げに伴う学生や若者に対する消費者被害など、ライフステージごと（学生、成人など）に消費生活に関する教育・啓発を行う取組みです。この取組みに併せてエシカル消費についても、知識に関することを学生向けに、実践的な取組みに関することを成人向けになど、ライフステージごとに周知・啓発を行うことで、よりよい社会の発展に積極的に関わることのできる自立した消費者の育成を図ろうとするものです。また、今後の新たな課題についても取組みの方向性3で柔軟に対応していくため、現計画（案）のままとさせていただきます。		消費生活センター
15	3章	p, 7	消費生活は誰もがかかわるテーマなので、情報の共有が図れるように、情報発信の工夫をしてほしい。公民館の講座等で積極的に取り上げてもらえるよう、教育委員会との連携を強化する。成人年齢が18歳になったので、中学生の段階からの教育に取り組んでほしい。モデル事業の実施個所が少ないので、計画的に拡大し、在学中に1回は体験できるようにする。SNSを活用について、利便性だけでなく、危険性についても配慮した取り組みを進めてほしい。	個別施策として、p.14 No.33に「消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を開催します。」、p.20 No.85に「消費者被害の防止や自立した消費者の育成のために、様々な方法を用いて啓発事業を実施します。」、p.20 No.87「小・中学生を対象として年齢に応じた消費者教育を実施します。」と記載しております。 いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
16	4章	p, 8	基本理念の基に3つの基本的方向が定められています。基本的方向1は、消費生活の安全・安心の確保、基本的方向2は、相談による消費者被害の救済、基本的方向3は、自ら考え行動する自立した消費者の育成となっています。一方、第3章の取組の方向性は、1消費者の安全・安心の確保、2消費者被害の未然防止及び救済、3ライフステージに対応した消費者教育の推進となっています。取組みの方向性と基本的方向は一致させた方が、計画書としての“つながり”がよくなると思います。また、「基本的方向3・・・、については施策数が多いことから、課題7・8についてはそれぞれの下に分類を定めることとします」と記載されています。この文章の意味は、第5章 1 基本的方向の基本的方向3の項で初めて理解できます。この項で記載した方がよいと思います。なお、図に示されている基本的方向3の「自ら考え・・・」の最初のカギカッコ（フォント）が赤字になっています。黒字でよいと思います。	基本的方向と取組みの方向性を一致させた場合、「消費者教育」の大部分と「消費者相談」が同じ基本的方向となり、課題等が偏り過ぎることから、現計画（案）のままとさせていただきます。 いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 p. 8【本文】「 なお、基本的方向3・・・分類を定めることとします。 」 【図】「 ※課題7・8は、施策数が多いことから、課題の下に分類を設けます。 」	○	消費生活センター
17	5章	p, 9	消費者行政の基本的方向・重点課題 相談体制の強化 相談員の確保とスキルの向上を図るための支援体制をつくる	相談員の確保とスキルの向上を図るための支援体制につきましては、p. 13施策No. 23に記載しており、ご意見の趣旨は計画に含まれております。いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
18	5章	p, 10	進化とは、事物が進歩して、よりすぐれたものや複雑なものになることと理解しています。「悪徳商法等の手口は日々進化しています」と記載されていますが、「進化」という言葉は「巧妙」に置き換えたほうが良いと思います。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「悪徳商法等の手口は日々 巧妙化 しています」	○	消費生活センター
19	5章	p, 10	自ら考え行動する自立した消費者の育成と地域や社会に配慮した商品の購入がどうしてつながるのか理解できません。ご説明願います。	人や社会、環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費は消費者一人一人が持続可能な社会の形成に参画するという視点からも重要になっております。エシカル消費を日々の生活の中で実践することにより、自ら考え適切に判断できる自立した消費者の育成を図っていきたいと考えております。		消費生活センター
20	6章	p, 11	個別施策No. 7は、「既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成します」となっています。耐風とは、台風や竜巻などに対するものを指すものと思われませんが、地震に対するもの（瓦屋根など）は、個別施策No. 6に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、瓦屋根などを軽量化して住宅の耐震性を上げ、地震に備える改修工事は、施策内容No. 6に含まれております。		建築指導課
21	6章	p, 12	個別施策No. 15について、宗教2世の問題で、家計を圧迫するほどの商品を買込み、家族が大変な状況に陥ることが明らかになった。そこで、No. 15の関係機関との連携については、「消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都県市等との間で消費生活の安全・安心の確保に関する情報交換を行います。」を修正して、「・・・情報交換ならびに必要な情報提供を行います。」にしてはどうか。	P. 15 No. 42「消費者や関係者に対し様々な媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を行います。」と市民への情報提供については記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
22	6章	p, 12	個別施策No. 12は、「災害時等、生活関連商品の円滑な流通を不当に妨げ、著しく不適正な価格で供給する事業者に対し、円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼します」となっています。不当に、不適正という言葉を使うならば、「依頼します」ではなく、「是正させる」あるいは「指導する」が適切だと思います。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「災害時等、生活関連商品の円滑な流通を不当に妨げ、著しく不適正な価格で供給する事業者に対し、円滑な供給その他必要な措置が講じられるよう 対応 します。」	○	消費生活センター

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
23	6章	p, 13	課題5「相談体制の強化」について提案があります。 国民生活センターが運営しているLINEを使ったチャットボットの存在を広く知らせる（理由）今後SNSを活用した相談体制の強化を考えていると本文にありましたが、具体的な内容についてはまだ構想中のように見受けられました。そこで、市独自のSNSの運用が始まるまでは、現在利用できるSNSの相談窓口をまずは広く周知するのはどうでしょうか。現在利用できるSNSとしては、国民生活センターが運営するLINEのチャットボットがあります。個別に相談したい場合の連絡先（消費者ホットライン188への案内）もあり、実際使ってみたところ、使い勝手も悪くはなく、なによりも正確な情報に辿り着けるので、まずはこのLINEチャットボットの存在を皆さんに広く周知することが必要なのではないのでしょうか。	p. 23 No. 28に「消費生活相談窓口を周知し、相談者が自発的に消費生活相談を利用できる環境を整備します。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
24	6章	p, 13	課題6「相談体制の強化」について提案があります。 横浜市消費生活総合センターが行っているように、1のチャットボットを千葉市の消費生活センターのWebサイトで運用してみる（理由）いざトラブルに巻き込まれた時に、LINEのトークの中から国民生活センターの存在を思い出せるのかまだ不確実性があります。また、LINEを使っていない方はそもそも利用できないという欠点もあります。そこで、横浜市消費生活総合センター（https://www.yokohama-consumer.or.jp/）が行っているように、千葉市消費生活センターのWebページ上でも運用できるようにしてもらえるといいのではないのでしょうか。もしできるなら、今千葉市のホームページで行われているAIチャットボットの一つの項目として加えてもらえるといいかもしれません。	p. 13 No. 24において「SNSを活用した消費生活相談」の実施を検討することについて記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
25	6章	p, 14	個別施策No. 31は、「庁外関係機関と連携し、悪質な事業者に関する情報等を共有します」となっています。消費生活センターは、情報共有だけでなく、個別施策No. 13のように、「市民に対し情報提供します」としていただきたい。	p. 15 No. 42「消費者や関係者に対し様々な媒体を活用して、消費者被害に関する情報提供を行います。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
26	6章	p, 14	基本的方向3（1）課題7ア分類1について提案があります 「消費者被害防止」を啓発するYouTubeビデオのコンクールの実施（実施方法の一例） 1各世代ごとにテーマを決め、それに沿った啓発YouTubeビデオの募集をする。 2各世代の優秀賞を発表する。 消費者教育ポスターコンクールが小・中学校を対象に実施されていることを知りました。このコンクールに参加した児童は消費者トラブルへの関心が高まり、より広い知識も得ることができたのではないのでしょうか。この小・中学生を対象としたコンクールと同じように、高校生、成人後の若年層、壮年層、そして高齢者層を対象にコンクールを行えば、より広い層への啓発が期待できます。また、年代別にコンクールを行うことで、それぞれの年代で特徴的なトラブルについての啓発活動を行ってもらうことができ、必要な人へ必要な情報がうまく伝わるのではないのでしょうか。また今回、絵画ではなく、YouTubeでのコンクールにしたのは、より多くの人への啓発も期待しているからです。消費者生活センターのYouTubeチャンネル一箇所からだけで情報を発信するよりも、複数のコンクール参加者の方に複数のYouTubeチャンネルからメッセージを発信してもらう方が、より多くの人への啓発が可能なのではないかと思えます。	p. 20 No. 85に「消費者被害の防止や自立した消費者の育成のために、様々な方法を用いて啓発事業を実施します。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
27	6章	p, 15	第2章の消費者を取り巻く現状 において、冒頭に1高齢化の進行 2世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等が現状として挙げられているが、それに対応する施策が不十分であるように思われる。 第6章 個別施策の中で、地域包括ケア推進課が所管するものは個別施策 No. 36成年後見制度 No. 39認知症サポーター養成講座 のみとなっていて、成年後見制度を利用していない人や、認知症ではないけれど、消費 や契約に注意が必要な人は抜けてしまう可能性がある。 いつ買い物に行けるかわからないからと食べきれないほどの食品を買い込み、結局、大半をごみとして捨てている方 や身体を悪くするのではないかと思われるほど多くの種類の健康食品の契約をしている方を 目にする ことがある。 あんしんケアセンター、各区保健福祉センター、障害者基幹相談支援センターなどとの連携について、消費生活センターとしてできることがあれば、記載をお願いしたい。	p. 15 No. 41に「行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質商法等被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強化を図り、情報提供を行います。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
28	6章	p. 15	個別施策No. 39は、認知症の方の見守り体制の構築ですが、対象年齢期に小学生期を含んでいる理由を説明願います。少なくとも小学生低学年の生徒に見守りを要請するのは無理があると思います。	「認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のことをいい、千葉市を含め全国の各自治体で認知症サポーターを養成するための講座を行っております。認知症サポーターは特別な何かの役割が求められるものではなく、サポーター自身のできる範囲で見守りや手助けをしてもらうことをねらいとしております。千葉市では、町内自治会や事業者向けの養成講座とともに、小中学校の児童・生徒に向けても養成講座を行っており、このうち小学校においては原則として4年生以上の児童に対し実施しているところです。養成講座の受講を通じ、例えば、認知症と思われる方が困っている場面を見かけたときに、自分自身では直接的な対応ができなくても、さりげない見守りや、周囲の大人に報告や相談をするといったことなど何かができるかもしれない、という気づきを持っていただきたい、という思いで取組を進めておりますのでご理解をいただければ幸いです。		地域包括ケア推進課
29	6章	p. 15	基本的方向3に消費者の育成がありますが、そのために、全庁挙げて消費者教育に臨む必要があるにもかかわらず、個別施策の所管に教育委員会の中の生涯学習部生涯学習振興課の担当が見当たりません。身近な社会教育の場である公民館、生涯学習センターを活用して、消費者教育を日常的に実施する必要があると思いますが、一体教育委員会はどのように考えているのでしょうか？単に場所の提供くらいしかできないという考えであったとすれば、大きな間違いだと思います。社会教育法には第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。とあります。まさに、「实际生活に即する教育」を行う場である公民館は、消費生活センターと連携して消費者教育を企画し、実施する場所となるべきです。生涯学習振興課がこの計画に関与していないということのないように計画を修正してください。	p. 14 No. 33「消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を開催します。」 p. 21 No. 97「公民館において様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。」と記載しており、ご意見の趣旨は計画に含まれております。いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		生涯学習振興課
30	6章	p. 17	個別施策No. 55は、食の安全に対する知識の普及ですが、対象年齢期に、小学生期、中学生期を加えるべきだと思います。	食の安全に関する講演会等については、高校生期・成人期を対象とした内容の講演会となっております。小学生期向けには他の施策を所管する課と連携して普及を図っているところですが、いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		生活衛生課
31	6章	p. 17	課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】ア 分類1「食に関する教育の推進」 個別施策No. 56、57について 乳幼児への食育について、保育所と認定こども園が対象となっており、保育園・幼稚園が含まれていない。管轄課が違ったり民営だったりの違いがあるのはわかるが、そちらへの食育支援はしないということなのか。	p. 17 No. 56、57について、民間保育園等に対しても、乳幼児への食育に関して研修での情報共有や巡回指導での支援を行っており、いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「主な関係先：保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所」 さらにNo. 57については、幼稚園においても幼保支援課を所管課として保護者への食育を推進しているため、下記のとおり修正します。 施策内容「主な関係先：保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園」 所管課「幼保運営課 幼保支援課」	○	幼保運営課 幼保支援課
32	6章	p. 17	個別施策及び計画の点検・評価、公表について 個別施策No. 60 エシカルということに着目した内容であるが、具体的な例がほしい。 (エシカルという言葉がこれから一般的になるのだと思うが、たとえばというわかりやすい説明があるとよい。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「地元の商品を購入する(地産地消)、市内の店舗で購入する(地域活性化)、必要な分だけ購入する(食品ロス削減)など、持続可能な社会を目指して行動できる消費者の育成を図るため、人や社会、環境に配慮した消費行動に関する講座を開催するなど、各種啓発を行います。」	○	消費生活センター
33	6章	p. 18	3Rのうち、リデュース(減量)とリサイクル(再資源)は記載されていますが、リユース(再利用)の記載がないように思います。減量は購入量との相対関係があり、リデュースの測定は難しいため、リユースにハイライトさせ、その効果を検証していただきたいと思います。	一般的には「ごみ減量」の中にリデュースとリユースを含めており、個別施策No. 68、No. 69においてリユースに関する内容も含まれております。リデュースのみならずリユースについてもごみの減量に寄与することから、いただいたご意見は今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		廃棄物対策課
34	6章	p. 19	個別施策No. 78から82について、消費生活との関連がよくわからない。説明をお願いしたい。			
35	6章	p. 19	課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】イ 分類2「持続可能な開発のための教育の推進」 個別施策No. 78から82について よく関連がわかりませんでした。他国の食育や消費文化、環境学習などを積極的に取り入れていくのが市の今後の方針である、という表明と捉えてよいのでしょうか。	学生や若者に対する国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国人々への理解を深めることで、環境や資源、貧困など、地球規模の社会問題について考えていくことにつながる点で、消費者教育における取り組みにもつながるものと考えております。		国際交流課 教育指導課 稲毛高等学校・附属中学校
36	6章	p. 19	課題8の中の個別施策No. 78から82の施策内容については、関連する国々の消費者教育について、消費生活センターが把握済みでそれを踏まえての教育指導課や国際交流課との連携ととらえてよいのでしょうか。ぜひ内容について教えていただきたいと思います。			

No	該当章	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映	所管課
37	6章	p. 22	個別施策No.105スマートフォン講座について、現在、スマートシティ推進課が実施している操作講習だけでなく、危険な 購入 サイトの見分け方など、消費生活に役立つ講座を実施できるよう、踏み込んだ記載をお願いしたい。			
38	6章	p. 22	個別施策No.105 スマートフォン講座 公民館で開催されているスマートフォン講座で、スマートフォンの使い方やちばレボなどの協力の仕方を学ぶ機会があると思うが、そこで、消費者教育（スマホでの購買申し込みで注意すること）についても必ず言及するなど、働きかけるのはどうか。	いただいたご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用に向けてスマートフォン講座を開催するとともに相談体制を構築します。また、消費者教育に関する啓発等を実施します。 所管課：スマートシティ推進課 消費生活センター」	○	スマートシティ推進課 消費生活センター
39	6章	p. 22	課題10にある担い手の育成・支援について 重点課題としたことを評価したいと思います。 以前は結構盛んだった消費者団体も影を潜めました。主婦層が減少したからだと思います。40歳代前後の年齢の女性は、今はほとんど仕事についており、活動に力を入れる余裕はありません。したがって、直接消費生活に関係なかったとしても、活発に活動しているなんらかの団体と連携を取ることも必要だと思います。また、消費者被害にあった方は悔しい思いをしていますので、啓発の担い手にはびったりだと思います。そういう方を複数見つけて、しっかり支援し、担い手として育成してみたらどうでしょうか？ また、高齢者向けスマホ講座が増えましたが、一回聞いたくらいではマスターはできません。地域の中で気軽に聞き合える関係が必要です。それは福祉ともむすびついています。担い手の中には、福祉の領域も兼ね備えた人材育成が必要となることも追加したほうがよいのではないのでしょうか。	p. 23 No. 113に「消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します」、またNo. 114に「見守り活動者向けの講座を実施し、消費者被害の防止を図るとともに、周囲への声掛けや被害に気付ける人材を育てます」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。		消費生活センター
40	6章	p. 22	課題10について 消費者教育を推進するための、行政以外の事業者、消費者団体、NPO、地域団体などいろいろとあるが、千葉市にあるそのような関連団体はどのようなものがあるのか、調査や団体へのアンケート（消費者教育に関する）等は実施しているのか。	市内で活動する関連団体には、適格消費者団体（特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば）や、消費者団体（生活デザイン研究会）、市内大学、事業者団体（千葉県生活協同組合連合会）、地域団体（各町内自治会）などがございます。 関連団体へのアンケート等は実施しておりませんが、「ちばし消費者応援団」に登録している団体については、年1回活動状況の報告を受けており、本市の事業との連携につなげるなど、報告の内容を生かした取組みも行ってまいります。なお、関連団体へのアンケート調査等の実施については、必要に応じて検討したいと考えております。		消費生活センター
41	6章	p. 23	ごみ減量のための「ちばルール」を簡単に説明してください。そして、ちばルールが記載されている計画書の出典を備考に加えてください。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり脚注（用語末）に追記します。 「ごみ減量のための「ちばルール」は法的な規制による強制力を伴わない自主ルールとして定めており、資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責任のもと、協働していくべき行動指針のこと。」 【参考】 市HP：https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/chibarule_info.html	○	廃棄物対策課
42	6章	p. 24	計画の達成度の評価について この計画がどのくらい実施され効果があったかを検証する指標が必要だと思います。それもこの計画に盛り込むべきではないのでしょうか。例えば、市民アンケートで以下のような設問を用意し、計画当初と、中間年、終了年に集計し、比較するなど。 質問の例 1 消費生活で困ったときに相談する先をえていますか？ 2 千葉市に消費生活センターがあることを知っていましたか？ →知っている場合、相談先の電話やアドレスを自分で調べることができますか？ 3 消費生活に関しての講座を身近な場所で受けたことがありますか？	目まぐるしく変化する社会経済情勢等に対応した計画とするため、年度ごとに個別施策の数値目標等の点検・評価・見直しを行い、附属機関である千葉市消費生活審議会に報告の上、公表することとしており、現計画（案）のままさせていただきます。		消費生活センター
43	6章	p. 13	個別施策No. 27 外国人や障がいを持った方の対応の三者間通話等の活用が示されているが、このような方々が利用する国際交流協会や、基幹型障害者相談センター、生活自立・仕事相談センター等に案内を配架するなどの対応をしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、ご案内の配架等について検討してまいります。		消費生活センター